(b)　(a)の事業が施行規則第１条第２号に掲げる事業（注２）(以下「特定中核事業」という。)に該当する場合には、当該特定中核事業の用に供される一定の機械及び装置並びに開発研究用器具及び備品については、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（いわゆる「即時償却」)ができる。

（注２）先端的技術を活用した医療等医療分野が対象。

イ）研究開発税制の特例

ア）(b)の即時償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産の減価償却費は、租税特別措置法第42条の10第６項又は第68条の14第６項に基づき、研究開発税制の特例を適用できる。

ウ）固定資産税の課税標準の特例

特定中核事業のうち医療分野における研究開発事業で基礎的なものその他の収益性の低いものを行うために開発研究用資産（ア）(b)の即時償却の適用を受けるものに限る。)を取得等してその事業の用に供した場合には、地方税法附則第15条第39項に基づき、固定資産税の課税標準の特例を適用できる。

エ）国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例

法第25条第１項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたことにより、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第21条第１項の民間都市再生事業計画の認定があったものとみなされた場合には、租税特別措置法及び地方税法に基づき課税の特例を適用できる。

②　事業実施計画への記載事項

上記①のア）(a)、ア）(b)、イ）又はウ）の課税の特例措置を活用しようとする場合には、区域計画の課税の特例措置に必要な基礎資料として、活用しようとする課税の特例措置ごとに、事業実施計画を作成するとともに、当該事業実施計画において、施行規則第３条第１項に規定された別記様式第一（別紙）の１から６までの各項目に加えて、「７．その他事業の実施に関する事項」として、活用しようとする課税の特例措置、設備等の取得等に関する計画その他の内閣総理大臣が定める事項が記載されていることが必要である。

③　区域計画への記載事項

課税の特例措置を活用しようとする場合には、区域計画に、活用しようとする課税の特例措置ごとに、第四の１②イ）に掲げる事項として次のイ）及びオ）に掲げる事項を、第四の１②エ）に掲げる事項として次のア)、ウ）及びエ）に掲げる事項を定めることが必要である。ただし、活用しようとする課税の特例措置の対象となる設備等が一致する場合には、該当する課税の特例措置を列記すれば、活用しようとする課税の特例措置ごとにこれらの記載事項を区域計画に定める必要はない。

ア）活用しようとする課税の特例措置

イ）課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

ａ）当該事業の概要

ｂ）当該事業が行われる区域

ｃ）当該事業の実施期間

ｄ）当該事業により取得等される設備等の概要

ウ）課税の特例措置（①のエ）を除く。)の対象としようとする事業が該当する施行規則第１条第１号又は第２号の条項

エ）課税の特例措置の対象としようとする事業について、法第６条第２項第１号の目標を達成するための位置付け及び必要性

オ）課税の特例措置の対象としようとする事業の実施主体

④　区域計画の認定条件

国家戦略特区における課税の特例措置に係る区域計画は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るという国家戦略特区の目的に沿って、これを戦略的観点から推進するものであって、以下のア）からウ）までの条件及び第四の２②イ）に掲げる認定基準の判断に当たっては以下のエ）を満たすものとする。

ア）課税の特例措置（①のエ）を除く。)の対象としようとする事業が、施行規則第１条に規定する事業に該当すること。

イ）当該事業の用に供する設備等が、区域計画に係る当該国家戦略特区内に新設等されるものであること。

ウ）事業実施計画が、当該事業を行うことについての適切かつ確実な計画であることを、国家戦略特区担当大臣が確認していること。

エ）当該事業が、その事業内容、行われる場所、当該国家戦略特区で行われる他の事業との関係等を考慮して、当該国家戦略特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること。

附　則

この基本方針の変更は閣議決定の日から施行する。

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第１項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、原子力規制委員会防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年10月20日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令（平成26年９月26日閣議決定）の施行及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年３月28日中央防災会議決定）に伴い、原子力規制委員会防災業務計画を修正した。

二　修正年月日

平成26年10月８日

三　施行年月日

平成26年10月14日

四　修正の要旨

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令の施行及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定に伴い、以下の修正をした。

・内閣府本府組織令等の一部を改正する政令の施行に伴い、新設される内閣府政策統括官が行うこととなる業務を原子力規制委員会防災業務計画から削除する等の修正をした。

・南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定に伴い、「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」と改める等の所要の修正をした。

告　示

最低賃金の改正決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月20日

富山労働局長　吉田　研一

第４号中「１時間810円」を「１時間820円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月20日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間866円」を「１時間877円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。